

津幡都市計画道路の変更について（石川県決定）

都市計画道路中3・5・1号本津幡太田線を3・5・1号本津幡横浜線に名称を改め、3・5・2号舟橋南中条線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・1	本津幡横浜線	津幡町清水チ	津幡町横浜ろ	津幡町横浜	約1,350m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差5箇所	
			なお、津幡町字清水地内に本津幡駅前広場を設ける（面積：約3,800 m ² ）								
	3・5・2	舟橋南中条線	津幡町舟橋ろ	津幡町南中条チ	津幡町清水加賀爪	約3,490m	地表式	2車線	12m（12m～16m）	幹線街路との平面交差11箇所	
3・5・3	中央通り線	津幡町清水ホ	津幡町津幡ル	津幡町清水庄津幡	約1,660m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差5箇所 JR七尾線と平面交差1箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

津幡都市計画道路において、近年の社会情勢の変化に伴い、道路計画のネットワーク等に関して、総合的に見直す必要が生じている。このことから、長期未着手となっている路線について、交通処理や事業実現性など総合的に見直した結果、6路線、総延長約3.4kmのうち、3路線、約2.6km（町決定を含めると4路線、約3.1km）について変更を行うものである。

3・5・1号本津幡太田線については、南北に並行する（都）舟橋南中条線及び（都）住ノ江北中条線が整備され、交通処理等の代替が可能となったことから、未整備区間を廃止する。これに伴い、終点の変更及び路線の名称を「3・5・1号本津幡横浜線」に変更する。

3・5・2号舟橋南中条線は、国道8号津幡バイパスが4車線整備されたことにより、当該路線の自動車交通量が減少し、また、停車帯の利用を伴う沿道施設の立地が今後とも少ないと考えられることから、歩道と停車帯の幅員を縮小し、計画幅員をW=16mからW=12mに変更する。また、一部区間において現況に合わせた線形の変更も行う。

3・5・3号中央通り線は、終点部の未着手区間(L=162m)のバイパス機能を有する杉瀬バイパスの道路改良事業が進められており、当該路線の代替性が確保されたことからこの区間を廃止するものである。